

御教総第92号  
令和4年10月20日

保護者様

御前崎市教育委員会  
学校組合教育委員会

### タッチペンの貸与について（通知）

このことについて、下記のとおり対応しますので、保護者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

#### 記

##### 1 タッチペンの貸与について

- (1) 御前崎市から小学校4年生以上の児童生徒一人ひとりに貸与します。
- (2) Chromebook 利用時に活用します。
- (3) 小学校4年生から中学校3年生を対象とします。
- (4) 児童生徒が、文房具と同じように、必要に応じて活用します。

##### 2 配布方法・返却方法について

- (1) 学校から配布されます。学校の指示を守って活用してください。
- (2) 紛失しないように、大切に扱ってください。
- (3) 小学校・中学校卒業時に、必ず、学校へ返却をしてください。

##### 3 破損・紛失について

- (1) タッチペンは保険適用外となります。
- (2) 破損・紛失してしまった場合には、速やかに学校へ報告してください。
- (3) 破損・紛失時には、基本的に保護者の方の負担で新品交換となります。
- (4) 金額は、1000円程度となります。

##### 3 その他

子供たちの学びを充実させるためのものになります。各御家庭で、大切に扱うようにご指導ください。

担当 教育総務課  
(澤入)  
電話 0537-29-8733